

新型コロナウイルス感染症と 診断された方へ



令和5年5月8日より、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症へと変更となり、診断された方の対応が変わりました。



療養期間は？

- ・法律に基づく外出自粛は求められません。発症日の翌日から5日間が経過し、かつ解熱および症状軽快から24時間経過するまでを目安としてください。
- ・症状にあった薬（医療機関で処方された薬や市販薬）を飲み、回復をお待ちください。
※やむを得ず外出する場合でも、症状がないことを確認し、マスク着用等を徹底してください。
- ・発症日の翌日から10日間が経過するまでは、ウイルス排出の可能性があるので、不織布マスクを着用したり、高齢者等ハイリスク者と接触は控える等、周りの方へうつさないよう配慮しましょう。



症状が改善しない場合は？

- ・発症日から数日間発熱や咳等の症状が継続・悪化したり、お薬が足りないなどで受診を希望する場合は、まずはかかりつけ医や診断を受けた医療機関にご相談ください。
- ・かかりつけ医が休診等の場合は、「外来対応医療機関一覧」から受診可能な医療機関をお探しくください。

外来対応医療機関一覧（福井県ホームページ）

https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kenkou/covid19_consultation.html

受診先に迷う場合は、新型コロナ総合相談センター（☎0570-051-280）
にお問い合わせください（ナビダイヤルにて案内します）。





接触があった方の対応は？



- ・保健所から新型コロナ患者の「濃厚接触者」として特定されることはありません。また、「濃厚接触者」として法律に基づく外出自粛は求められません。
- ・ただし、同居家族等の身近な人は、新型コロナに感染するリスクが高いため、**新型コロナにかかった方の発症日を0日として、特に5日間は体調に留意**しましょう。また、こうした間は、手洗いやうがい等の基本的感染対策のほか、高齢者等のハイリスク者との接触を控える等の配慮をしましょう。



罹患後症状がみられる場合は？



- ・新型コロナにかかった後、ほとんどの方は時間経過とともに症状が改善しますが、一部の方で長引く症状（罹患後症状、いわゆる後遺症）がみられる場合があります。
- ・**罹患後症状への治療は、対症療法が中心**となります。罹患後症状と思われる症状が続く場合は、**まずは、かかりつけ医やお近くの医療機関を受診してください。**
- ・かかりつけ医がない、または、かかりつけ医が罹患後症状の診療に対応していない場合などは、「コロナ罹患後症状対応医療機関一覧」から受診可能な医療機関をお探してください。なお、記載されている情報から変更されている場合もありますので、**受診等を希望する場合は、受診の前に必ず医療機関にお問い合わせください。**



コロナ罹患後症状対応医療機関一覧（福井県ホームページ）

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kenkou/corona/postcovid19condition.html>



福井県